サービスご利用にあたっての相談先

草加市役所　障がい福祉課

住所　草加市高砂1-1-1
電話番号　048（922）1442
ファクス　048（922）1153
開庁日　月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
開庁時間　8：30から17：00まで

相談支援センターはれのわ

対象　身体・知的・精神・難病
住所　草加市栄町2-1-32ストーク草加弐番館1階
電話番号　048（933）9271
ファクス　048（933）9632
営業時間　月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
8：30から17：00まで

相談支援センター　そうか光生園

対象　身体・知的
住所　草加市柿木町1215-1
電話番号　048（932）4111
ファクス　048（932）4111
営業時間　月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
8：30から17：00まで

草加市障害者相談支援事業所　ふらっと草加

対象　精神
住所　草加市氷川町2163-5　1階
電話番号　048（954）5802
ファクス　048（954）5803
営業時間　月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
9：00から16：00まで

草加市障害者相談支援センター　みぬま

対象　身体・知的・精神
住所　草加市金明町366-11　ゴールドパレス1　101号室
電話番号　048（951）3393
ファクス　048（951）3398
営業時間　月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
8：30から17：00まで
担当地域　新田西部ブロック（旭町、金明町、新善町、新栄、清門、長栄）
草加安行ブロック（北谷、小山、苗塚、花栗、原町、松原）

Memo -めも-

障がい福祉サービスのご利用にあたって

しょうがいふくしさーびすのごりようにあたって

製作・発行　令和8年4月
草加市自立支援協議会　相談支援部会

かよう

生活介護・地域活動支援センター

障がいのある人が昼間に通って絵を描いたり、作品を作ったり、スポーツをしたり、作業をしたりします。

はたらく

就労移行支援・就労継続支援

働きたい障がいのある人が通います。
仕事の練習が出来ます。

やすむ

短期入所（ショートステイ）

グループホームや施設に短い期間泊って、生活に必要なことを手伝ってもらいます。
病気や用事などで家族が世話できないときに使えます。

でかける

移動支援（ガイドヘルプ）

障がいのある人が出かけるときに、付き添ってくれます。
買い物や乗り物に乗るための手伝いなどをしてくれます。

くらす

施設入所支援

障がいのあるたくさんの人が、施設の中で一緒に暮らします。おもに障がいの重い人が対象です。生活に必要なことを手伝ってもらえます。

グループホーム

2～10人の障がいのある人が普通の一軒家などで一緒に暮らします。食事やお風呂など生活に関わることを手伝ってもらえます。

居宅介護（ホームヘルプ）

障がいのある人が、親などと一緒に暮らしたり一人暮らしをしたりするときに生活の手伝いをしてくれます。

サービスを利用してみたい方は
次のページへGO！

障がい福祉サービスを受けたい！　と思ったら

障がい福祉サービスを利用するためには、事前の申請が必要です。
市役所での申請をはじめ、次のような準備が必要となります。



市役所障がい福祉課へ申し込み

市役所職員がお話を伺います。

ご本人やご家族の状況を確認します。
サービスの決定には、調査が必要です。
調査のあと、サービスを決定します。



必要なサービスについて考える

希望や、困っていることをお伝えください。

相談支援専門員が、必要な支援について一緒に考えていきます。サービス利用までお手伝いします。



サービスの利用計画を作ってもらう

相談支援専門員が、あなたの希望に沿った計画を作成します。

相談支援専門員が、計画書を作成します。（※サービス等利用計画の作成）



自分に合ったサービスを使う

決定されたら、いよいよサービスの利用が始まります。

相談支援専門員が、時々様子を見に来て、サービスがきちんと行われているか確認します。（※モニタリング）

Tips! サービスを利用するときにかかる費用？

サービスを利用するときは、原則として、上限額の範囲内でサービス費用の１割を事業者に支払います。
また、食費などの実費負担が必要な場合は、その額を支払います。

区　分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割１６万円(注2)未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます(注3)。	９，３００円
一般２	上記以外	３７，２００円

(注1)３人世帯で障害基礎年金受給の場合、収入が概ね３００万円以下の世帯が対象となります。

(注2)収入が概ね６７０万円以下の世帯が対象になります。

(注3)入所施設利用者（２０歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般２」となります。

サービスは途中で変えることができます。

サービスを使い始めたはいいけれど、生活にきちんと合っていない気がする・・・。
そんな時は、必要に応じて使い始めたサービスを変更することができます。
サービスを使ってみて、希望と違うことや、困ったことがあれば、相談支援専門員へ相談を！

サービスの決定には時間がかかります。
ご利用の際は、お早めにご相談ください。